

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年三月二十七日奈良県指令建第一〇〇―二四三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年七月二十五日建第九二三五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年七月二十五日建第五四六八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一四六七番一、一四六七番四、一四六七番五、一四六七番六、一四六七番七、一四六七番八、一四六七番九、一四六七番一〇、一四六七番一一、一四六七番一二、一四六七番一三、一四六七番一四、一四六七番一五、一四六七番一六及び一四六七番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町一一三番四

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原正記

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一四六七番一

下水道 生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一四六七番一の一部

一 許可番号

平成二十九年十二月八日奈良県指令建第一〇〇―一三四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年七月二十五日建第九二三六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字芝二六五番、二六六番、二六七番、二七一番一、二七二番及び一五二二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字芝三七四番一

株式会社マル勝高田商店 代表取締役社長 高田勝一

一 許可番号

平成二十九年十一月十七日奈良県指令建第一〇〇―一二五号

平成三十年三月十四日奈良県指令建第一〇〇―一二五―一号

平成三十年七月十八日奈良県指令建第一〇〇―一二五―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年七月二十五日建第九二三七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年七月二十五日建第五四六九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市石原田町八六番一、八六番五、八六番六、八六番七、八六番八、八六番九、

八六番一〇、八六番一一、八六番一二、八六番一三、八六番一四、八六番一五及び八

八番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手六三二番地二

株式会社ティーズコーポレーション 代表取締役 竹村満

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市石原田町八六番九及び八八番九

下水道 橿原市石原田町八六番九及び八八番九の各一部

一 許可番号

平成三十年五月三十一日奈良県指令建第一〇二―一二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年七月二十五日建第九二三八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市畑七丁目二番二及び三番三の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市畑七丁目一番一〇号

藤田嘉規

一 許可番号

平成二十九年八月二十八日奈良県指令建第一〇〇一六八号
平成二十九年十一月十六日奈良県指令建第一〇〇一六八一号
平成三十年五月十八日奈良県指令建第一〇〇一六八一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年七月二十七日建第九二三九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年七月二十七日建第五四七〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田西五丁目一一三八番一、一一三八番二、一一三九番一、一一三九番二及び一一四〇番一（二工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

石川県白山市松本町二五一二番地
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 生駒郡斑鳩町龍田西五丁目一一三八番一及び一一三九番一の各一部

一 許可番号

平成三十年六月十一日奈良県指令建第一〇二一十一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年七月二十七日建第九二四〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市鳥屋町二八七番一の一部及び二八八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八
株式会社セブーンイレブン・ジャパン 代表取締役 古屋一樹